



# 茨城県報

第 2347 号

平成23年12月26日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

- 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則  
(人事課) ..... 2
- ( 教 育 委 員 会 )
- 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則 ..... 11
- ( 人 事 委 員 会 )
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 ..... 21
- 職員の給料の切替えに関する規則 ..... 24
- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 25
- 東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則の特例を定める規則の一部を改正する規則 ..... 27

### 告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関及び施術機関の指定、休止及び廃止 (福祉指導課) ..... 27
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (障害福祉課) ..... 29
- 保安林の指定の予定 (林業課) (2件) ..... 30
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) ..... 31
- 土地改良区役員の就退任 (2件) (農林事務所) ..... 32
- 土地改良事業の認可 (3件) (農林事務所) ..... 33
- 土地改良事業の工事の完了 (2件) (農林事務所) ..... 34

### ( 選 挙 管 理 委 員 会 )

- 委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数 ..... 34

### 公 告

- 公共測量の実施 (用地課) ..... 35
- 開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) ..... 35
- 入札公告 (医療大学) ..... 36

### 訓 令

- 茨城県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課) ..... 38

### 規 程

### ( 企 業 局 )

- 企業職員の給与に関する規程並びに企業職員の給与に関する規程及び企業職員の給与に関する規程の一

部を改正する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程	38
●茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程	39
(病院事業管理者)	
●茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程	42

## 規 則

### 茨城県規則第45号

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則(昭和38年茨城県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 給料表(第2条第1項関係)

#### 1 現業職給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,200	185,800	222,900	279,600
	2	129,900	187,600	224,800	281,500
	3	130,600	189,400	226,700	283,400
	4	131,300	191,200	228,500	285,300
	5	131,700	192,800	230,200	287,300
	6	132,700	194,600	232,100	289,200
	7	133,700	196,400	234,000	291,100
	8	134,700	198,200	235,800	293,000
	9	135,600	200,000	237,500	294,800
	10	136,700	201,800	239,400	296,600
	11	137,900	203,600	241,200	298,400

12	139,000	205,400	243,100	300,200
13	140,100	207,000	244,900	301,900
14	141,200	208,900	246,800	303,600
15	142,300	210,800	248,600	305,300
16	143,400	212,700	250,400	307,000
17	144,500	214,600	252,200	308,700
18	145,900	216,500	254,200	310,400
19	147,200	218,400	256,200	312,100
20	148,500	220,300	258,200	313,800
21	149,800	222,000	260,100	315,200
22	151,300	223,900	262,000	316,600
23	152,800	225,800	263,900	318,000
24	154,400	227,700	265,700	319,500
25	155,700	229,300	267,700	321,200
26	157,200	231,100	269,600	322,700
27	158,700	232,800	271,500	324,200
28	160,200	234,600	273,400	325,700
29	162,000	236,100	275,300	327,400
30	164,400	237,600	277,200	328,700
31	166,800	239,100	279,100	330,000
32	169,200	240,600	281,000	331,200
33	171,400	242,100	282,700	332,400
34	173,300	243,600	284,600	333,500
35	175,200	245,100	286,500	334,600
36	177,100	246,700	288,400	335,800
37	178,800	248,000	290,100	337,100
38	180,600	249,600	291,900	338,300
39	182,400	251,200	293,700	339,500

	40	184,200	252,800	295,500	340,700
	41	185,800	254,200	297,400	341,900
	42	187,300	255,600	299,100	343,100
	43	188,800	257,000	300,800	344,300
	44	190,300	258,400	302,500	345,500
	45	191,600	259,700	304,200	346,600
	46	192,900	261,100	305,900	347,700
	47	194,200	262,500	307,600	348,800
	48	195,500	263,900	309,300	349,900
	49	196,900	265,200	310,600	357,800
	50	198,200	266,400	312,200	358,700
	51	199,500	267,700	313,800	359,900
	52	200,800	269,000	315,400	360,900
	53	202,000	270,100	317,100	361,800
	54	203,300	271,400	318,700	362,900
	55	204,600	272,700	320,300	363,900
	56	205,900	274,000	321,900	365,000
	57	207,100	275,200	323,400	365,900
	58	208,200	276,300	324,600	366,600
	59	209,300	277,400	325,800	367,300
	60	210,400	278,500	327,000	368,000
再任用	61	214,000	279,700	327,800	368,500
職員以	62	216,000	280,700	328,700	369,100
外の職	63	218,000	281,700	329,500	369,800
員	64	220,000	282,700	330,300	370,500
	65	222,000	283,500	331,200	370,900
	66	223,900	284,400	331,700	371,600
	67	225,800	285,300	332,500	372,300

68	227,700	286,200	333,300	373,000
69	229,300	287,200	334,100	373,500
70	231,100	288,000	334,800	374,200
71	232,800	288,800	335,500	374,900
72	234,600	289,600	336,200	375,600
73	236,100	290,400	336,700	376,100
74	237,600	290,900	337,300	376,800
75	239,100	291,400	337,900	377,500
76	240,600	291,900	338,500	378,200
77	242,100	292,000	338,800	378,600
78	243,600	292,400	339,300	379,200
79	245,100	292,600	339,800	379,800
80	246,700	293,000	340,300	380,400
81	248,000	293,200	340,700	380,900
82	249,600	293,500	341,200	381,500
83	251,200	293,900	341,700	382,100
84	252,800	294,200	342,200	382,700
85	254,200	294,500	342,700	383,300
86	255,600	294,800	343,200	383,900
87	257,000	295,100	343,700	384,500
88	258,400	295,500	344,200	385,100
89	259,700	295,800	344,600	385,800
90	261,100	296,200	345,100	386,400
91	262,500	296,600	345,600	387,000
92	263,900	297,000	346,100	387,600
93	265,200	297,100	346,300	388,300
94	266,400	297,500	346,800	
95	267,700	297,900	347,300	

96	269,000	298,300	347,800
97	270,100	298,500	347,900
98	271,400	298,900	348,400
99	272,700	299,300	348,900
100	274,000	299,700	349,400
101	275,200	299,900	349,700
102	276,300	300,300	350,100
103	277,400	300,700	350,500
104	278,500	301,100	350,900
105	279,600	301,300	351,400
106	280,600	301,600	351,800
107	281,600	302,000	352,200
108	282,600	302,400	352,600
109	283,400	302,600	353,100
110	284,300	303,000	353,500
111	285,200	303,400	353,900
112	286,100	303,700	354,200
113	287,100	303,800	354,700
114		304,200	
115		304,600	
116		305,000	
117		305,200	
118		305,500	
119		305,800	
120		306,100	
121		306,500	
122		306,800	
123		307,100	

	124		307,400		
	125		307,800		
再任用 職員		185,800	213,400	241,100	277,800

備考 この表は、現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

2 現業職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	142,100	202,800	251,000	260,300
	2	143,400	206,200	252,900	262,100
	3	144,700	209,600	254,800	263,900
	4	146,000	213,000	256,700	265,700
	5	147,100	216,200	258,700	267,300
	6	148,600	218,300	260,700	269,300
	7	150,200	220,400	262,700	271,300
	8	151,700	222,500	264,700	273,300
	9	155,500	224,500	266,400	275,200
	10	157,400	226,600	268,300	278,000
	11	159,300	228,700	270,200	280,700
	12	161,200	230,800	272,100	283,300
	13	162,900	233,000	273,800	286,000
	14	165,200	234,900	275,400	288,800
	15	167,500	236,800	277,000	291,600
	16	169,800	238,700	278,600	294,300
	17	172,200	240,600	280,200	296,900
	18	174,700	242,500	281,700	299,500
	19	177,100	244,400	283,200	302,100
	20	179,600	246,300	284,700	304,700

21	181,800	248,200	286,300	307,200
22	184,200	250,100	287,800	308,900
23	186,600	252,000	289,300	310,600
24	189,100	253,900	290,800	312,300
25	191,600	255,600	292,400	313,900
26	194,200	257,300	293,800	315,800
27	196,900	259,000	295,200	317,700
28	199,500	260,700	296,600	319,600
29	201,900	262,500	298,000	321,300
30	204,600	264,300	299,300	323,100
31	207,300	266,100	300,600	324,900
32	210,000	267,900	301,900	326,700
33	212,600	269,600	303,300	328,300
34	214,200	271,300	304,400	329,900
35	215,800	273,000	305,500	331,400
36	217,400	274,700	306,600	333,000
37	218,900	276,100	307,700	334,700
38	220,400	277,800	308,800	336,300
39	221,900	279,400	309,900	337,900
40	223,400	281,000	311,000	339,500
41	225,000	282,400	312,000	341,000
42	226,100	283,800	313,100	342,500
43	227,200	285,200	314,200	344,000
44	228,300	286,600	315,300	345,500
45	229,500	288,000	316,200	347,100
46	230,400	289,300	317,100	348,500
47	231,300	290,500	318,000	349,900
48	232,200	291,700	318,900	351,300



	49	233,100	293,000	319,800	352,600
	50	234,000	294,400	320,600	354,100
	51	234,900	295,800	321,400	355,600
	52	235,800	297,200	322,200	357,100
再任用	53	236,800	298,700	322,800	358,500
職員以	54	237,700	299,800	323,600	359,900
外の職	55	238,600	300,900	324,400	361,300
員	56	239,500	302,000	325,200	362,700
	57	240,400	303,200	325,800	363,700
	58	241,300	304,300	326,500	364,900
	59	242,200	305,400	327,200	366,100
	60	243,100	306,500	327,900	367,400
	61	243,700	307,700	328,500	368,600
	62	244,400	308,800	329,000	369,200
	63	245,100	309,900	329,500	369,800
	64	245,800	311,000	330,100	370,400
	65	246,200	311,900	330,500	370,800
	66	246,900	312,700	331,100	371,300
	67	247,500	313,500	331,700	371,800
	68	248,200	314,300	332,300	372,300
	69	248,800	314,900	332,700	372,600
	70	249,500	315,600	333,100	372,900
	71	250,200	316,300	333,500	373,300
	72	250,900	317,000	333,900	373,600
	73	251,600	317,800	334,100	374,200
	74	252,300		334,500	374,400
	75	252,900		334,800	374,900
	76	253,500		335,000	375,400

77	254,000	335,400	375,900
78	254,500	335,600	376,400
79	255,000	335,900	376,900
80	255,500	336,200	377,400
81	255,800	336,500	378,000
82		336,900	378,500
83		337,300	379,000
84		337,700	379,500
85		338,000	379,900
86		338,300	380,400
87		338,700	380,900
88		339,100	381,400
89		339,300	381,900
90		339,700	382,400
91		340,100	382,900
92		340,500	383,400
93		340,900	383,900
94		341,200	384,400
95		341,600	384,900
96		342,000	385,400
97		342,400	386,000
98		342,800	386,500
99		343,200	387,000
100		343,600	387,500
101		343,900	388,100
102		344,300	
103		344,700	
104		345,100	

	105			345,500	
	106			345,900	
	107			346,300	
	108			346,700	
	109			347,000	
再任用 職員		218,300	248,400	256,100	282,500

備考 この表は、総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及びしゅんせつ船、起重機船、えい船等の作業船以外の船舶に乗り組む技能労務職員に適用する。

(知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年茨城県規則第27号)の一部を次のように改正する。

付則第5項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

付則第7項中「第3条第3項」を「第3条第3項ただし書」に、「同項」を「同項ただし書」に、「さかのぼった日」を「遡った日」に改め、「1日まで」の次に「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで)」を加える。

付 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

**茨城県教育委員会規則第18号**

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月26日

茨城県教育委員会委員長 大久保 博之

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 給料表(第2条第1項関係)

## 1 現業職給料表 (一)

| 職員の<br>区分 | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|-----------|------|---------|---------|---------|---------|
|           | 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |      | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1    | 129,200 | 185,800 | 222,900 | 279,600 |
|           | 2    | 129,900 | 187,600 | 224,800 | 281,500 |
|           | 3    | 130,600 | 189,400 | 226,700 | 283,400 |
|           | 4    | 131,300 | 191,200 | 228,500 | 285,300 |
|           | 5    | 131,700 | 192,800 | 230,200 | 287,300 |
|           | 6    | 132,700 | 194,600 | 232,100 | 289,200 |
|           | 7    | 133,700 | 196,400 | 234,000 | 291,100 |
|           | 8    | 134,700 | 198,200 | 235,800 | 293,000 |
|           | 9    | 135,600 | 200,000 | 237,500 | 294,800 |
|           | 10   | 136,700 | 201,800 | 239,400 | 296,600 |
|           | 11   | 137,900 | 203,600 | 241,200 | 298,400 |
|           | 12   | 139,000 | 205,400 | 243,100 | 300,200 |
|           | 13   | 140,100 | 207,000 | 244,900 | 301,900 |
|           | 14   | 141,200 | 208,900 | 246,800 | 303,600 |
|           | 15   | 142,300 | 210,800 | 248,600 | 305,300 |
|           | 16   | 143,400 | 212,700 | 250,400 | 307,000 |
|           | 17   | 144,500 | 214,600 | 252,200 | 308,700 |
|           | 18   | 145,900 | 216,500 | 254,200 | 310,400 |
|           | 19   | 147,200 | 218,400 | 256,200 | 312,100 |
|           | 20   | 148,500 | 220,300 | 258,200 | 313,800 |
|           | 21   | 149,800 | 222,000 | 260,100 | 315,200 |
|           | 22   | 151,300 | 223,900 | 262,000 | 316,600 |
|           | 23   | 152,800 | 225,800 | 263,900 | 318,000 |
|           | 24   | 154,400 | 227,700 | 265,700 | 319,500 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 25 | 155,700 | 229,300 | 267,700 | 321,200 |
| 26 | 157,200 | 231,100 | 269,600 | 322,700 |
| 27 | 158,700 | 232,800 | 271,500 | 324,200 |
| 28 | 160,200 | 234,600 | 273,400 | 325,700 |
| 29 | 162,000 | 236,100 | 275,300 | 327,400 |
| 30 | 164,400 | 237,600 | 277,200 | 328,700 |
| 31 | 166,800 | 239,100 | 279,100 | 330,000 |
| 32 | 169,200 | 240,600 | 281,000 | 331,200 |
| 33 | 171,400 | 242,100 | 282,700 | 332,400 |
| 34 | 173,300 | 243,600 | 284,600 | 333,500 |
| 35 | 175,200 | 245,100 | 286,500 | 334,600 |
| 36 | 177,100 | 246,700 | 288,400 | 335,800 |
| 37 | 178,800 | 248,000 | 290,100 | 337,100 |
| 38 | 180,600 | 249,600 | 291,900 | 338,300 |
| 39 | 182,400 | 251,200 | 293,700 | 339,500 |
| 40 | 184,200 | 252,800 | 295,500 | 340,700 |
| 41 | 185,800 | 254,200 | 297,400 | 341,900 |
| 42 | 187,300 | 255,600 | 299,100 | 343,100 |
| 43 | 188,800 | 257,000 | 300,800 | 344,300 |
| 44 | 190,300 | 258,400 | 302,500 | 345,500 |
| 45 | 191,600 | 259,700 | 304,200 | 346,600 |
| 46 | 192,900 | 261,100 | 305,900 | 347,700 |
| 47 | 194,200 | 262,500 | 307,600 | 348,800 |
| 48 | 195,500 | 263,900 | 309,300 | 349,900 |
| 49 | 196,900 | 265,200 | 310,600 | 357,800 |
| 50 | 198,200 | 266,400 | 312,200 | 358,700 |
| 51 | 199,500 | 267,700 | 313,800 | 359,900 |
| 52 | 200,800 | 269,000 | 315,400 | 360,900 |

|     |    |         |         |         |         |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|
|     | 53 | 202,000 | 270,100 | 317,100 | 361,800 |
|     | 54 | 203,300 | 271,400 | 318,700 | 362,900 |
|     | 55 | 204,600 | 272,700 | 320,300 | 363,900 |
|     | 56 | 205,900 | 274,000 | 321,900 | 365,000 |
|     | 57 | 207,100 | 275,200 | 323,400 | 365,900 |
|     | 58 | 208,200 | 276,300 | 324,600 | 366,600 |
|     | 59 | 209,300 | 277,400 | 325,800 | 367,300 |
|     | 60 | 210,400 | 278,500 | 327,000 | 368,000 |
| 再任用 | 61 | 214,000 | 279,700 | 327,800 | 368,500 |
| 職員以 | 62 | 216,000 | 280,700 | 328,700 | 369,100 |
| 外の職 | 63 | 218,000 | 281,700 | 329,500 | 369,800 |
| 員   | 64 | 220,000 | 282,700 | 330,300 | 370,500 |
|     | 65 | 222,000 | 283,500 | 331,200 | 370,900 |
|     | 66 | 223,900 | 284,400 | 331,700 | 371,600 |
|     | 67 | 225,800 | 285,300 | 332,500 | 372,300 |
|     | 68 | 227,700 | 286,200 | 333,300 | 373,000 |
|     | 69 | 229,300 | 287,200 | 334,100 | 373,500 |
|     | 70 | 231,100 | 288,000 | 334,800 | 374,200 |
|     | 71 | 232,800 | 288,800 | 335,500 | 374,900 |
|     | 72 | 234,600 | 289,600 | 336,200 | 375,600 |
|     | 73 | 236,100 | 290,400 | 336,700 | 376,100 |
|     | 74 | 237,600 | 290,900 | 337,300 | 376,800 |
|     | 75 | 239,100 | 291,400 | 337,900 | 377,500 |
|     | 76 | 240,600 | 291,900 | 338,500 | 378,200 |
|     | 77 | 242,100 | 292,000 | 338,800 | 378,600 |
|     | 78 | 243,600 | 292,400 | 339,300 | 379,200 |
|     | 79 | 245,100 | 292,600 | 339,800 | 379,800 |
|     | 80 | 246,700 | 293,000 | 340,300 | 380,400 |

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 81  | 248,000 | 293,200 | 340,700 | 380,900 |
| 82  | 249,600 | 293,500 | 341,200 | 381,500 |
| 83  | 251,200 | 293,900 | 341,700 | 382,100 |
| 84  | 252,800 | 294,200 | 342,200 | 382,700 |
| 85  | 254,200 | 294,500 | 342,700 | 383,300 |
| 86  | 255,600 | 294,800 | 343,200 | 383,900 |
| 87  | 257,000 | 295,100 | 343,700 | 384,500 |
| 88  | 258,400 | 295,500 | 344,200 | 385,100 |
| 89  | 259,700 | 295,800 | 344,600 | 385,800 |
| 90  | 261,100 | 296,200 | 345,100 | 386,400 |
| 91  | 262,500 | 296,600 | 345,600 | 387,000 |
| 92  | 263,900 | 297,000 | 346,100 | 387,600 |
| 93  | 265,200 | 297,100 | 346,300 | 388,300 |
| 94  | 266,400 | 297,500 | 346,800 |         |
| 95  | 267,700 | 297,900 | 347,300 |         |
| 96  | 269,000 | 298,300 | 347,800 |         |
| 97  | 270,100 | 298,500 | 347,900 |         |
| 98  | 271,400 | 298,900 | 348,400 |         |
| 99  | 272,700 | 299,300 | 348,900 |         |
| 100 | 274,000 | 299,700 | 349,400 |         |
| 101 | 275,200 | 299,900 | 349,700 |         |
| 102 | 276,300 | 300,300 | 350,100 |         |
| 103 | 277,400 | 300,700 | 350,500 |         |
| 104 | 278,500 | 301,100 | 350,900 |         |
| 105 | 279,600 | 301,300 | 351,400 |         |
| 106 | 280,600 | 301,600 | 351,800 |         |
| 107 | 281,600 | 302,000 | 352,200 |         |
| 108 | 282,600 | 302,400 | 352,600 |         |

|           |     |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|
|           | 109 | 283,400 | 302,600 | 353,100 |         |
|           | 110 | 284,300 | 303,000 | 353,500 |         |
|           | 111 | 285,200 | 303,400 | 353,900 |         |
|           | 112 | 286,100 | 303,700 | 354,200 |         |
|           | 113 | 287,100 | 303,800 | 354,700 |         |
|           | 114 |         | 304,200 |         |         |
|           | 115 |         | 304,600 |         |         |
|           | 116 |         | 305,000 |         |         |
|           | 117 |         | 305,200 |         |         |
|           | 118 |         | 305,500 |         |         |
|           | 119 |         | 305,800 |         |         |
|           | 120 |         | 306,100 |         |         |
|           | 121 |         | 306,500 |         |         |
|           | 122 |         | 306,800 |         |         |
|           | 123 |         | 307,100 |         |         |
|           | 124 |         | 307,400 |         |         |
|           | 125 |         | 307,800 |         |         |
| 再任用<br>職員 |     | 185,800 | 213,400 | 241,100 | 277,800 |

備考 この表は、現業職給料表（二）の適用を受けない全ての技能労務職員に適用する。

## 2 現業職給料表（二）

| 職員の<br>区分 | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|-----------|------|---------|---------|---------|---------|
|           | 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |      | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1    | 142,100 | 202,800 | 251,000 | 260,300 |
|           | 2    | 143,400 | 206,200 | 252,900 | 262,100 |
|           | 3    | 144,700 | 209,600 | 254,800 | 263,900 |
|           | 4    | 146,000 | 213,000 | 256,700 | 265,700 |
|           | 5    | 147,100 | 216,200 | 258,700 | 267,300 |



|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 6  | 148,600 | 218,300 | 260,700 | 269,300 |
| 7  | 150,200 | 220,400 | 262,700 | 271,300 |
| 8  | 151,700 | 222,500 | 264,700 | 273,300 |
| 9  | 155,500 | 224,500 | 266,400 | 275,200 |
| 10 | 157,400 | 226,600 | 268,300 | 278,000 |
| 11 | 159,300 | 228,700 | 270,200 | 280,700 |
| 12 | 161,200 | 230,800 | 272,100 | 283,300 |
| 13 | 162,900 | 233,000 | 273,800 | 286,000 |
| 14 | 165,200 | 234,900 | 275,400 | 288,800 |
| 15 | 167,500 | 236,800 | 277,000 | 291,600 |
| 16 | 169,800 | 238,700 | 278,600 | 294,300 |
| 17 | 172,200 | 240,600 | 280,200 | 296,900 |
| 18 | 174,700 | 242,500 | 281,700 | 299,500 |
| 19 | 177,100 | 244,400 | 283,200 | 302,100 |
| 20 | 179,600 | 246,300 | 284,700 | 304,700 |
| 21 | 181,800 | 248,200 | 286,300 | 307,200 |
| 22 | 184,200 | 250,100 | 287,800 | 308,900 |
| 23 | 186,600 | 252,000 | 289,300 | 310,600 |
| 24 | 189,100 | 253,900 | 290,800 | 312,300 |
| 25 | 191,600 | 255,600 | 292,400 | 313,900 |
| 26 | 194,200 | 257,300 | 293,800 | 315,800 |
| 27 | 196,900 | 259,000 | 295,200 | 317,700 |
| 28 | 199,500 | 260,700 | 296,600 | 319,600 |
| 29 | 201,900 | 262,500 | 298,000 | 321,300 |
| 30 | 204,600 | 264,300 | 299,300 | 323,100 |
| 31 | 207,300 | 266,100 | 300,600 | 324,900 |
| 32 | 210,000 | 267,900 | 301,900 | 326,700 |
| 33 | 212,600 | 269,600 | 303,300 | 328,300 |

|     |    |         |         |         |         |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|
|     | 34 | 214,200 | 271,300 | 304,400 | 329,900 |
|     | 35 | 215,800 | 273,000 | 305,500 | 331,400 |
|     | 36 | 217,400 | 274,700 | 306,600 | 333,000 |
|     | 37 | 218,900 | 276,100 | 307,700 | 334,700 |
|     | 38 | 220,400 | 277,800 | 308,800 | 336,300 |
|     | 39 | 221,900 | 279,400 | 309,900 | 337,900 |
|     | 40 | 223,400 | 281,000 | 311,000 | 339,500 |
|     | 41 | 225,000 | 282,400 | 312,000 | 341,000 |
|     | 42 | 226,100 | 283,800 | 313,100 | 342,500 |
|     | 43 | 227,200 | 285,200 | 314,200 | 344,000 |
|     | 44 | 228,300 | 286,600 | 315,300 | 345,500 |
|     | 45 | 229,500 | 288,000 | 316,200 | 347,100 |
|     | 46 | 230,400 | 289,300 | 317,100 | 348,500 |
|     | 47 | 231,300 | 290,500 | 318,000 | 349,900 |
|     | 48 | 232,200 | 291,700 | 318,900 | 351,300 |
|     | 49 | 233,100 | 293,000 | 319,800 | 352,600 |
|     | 50 | 234,000 | 294,400 | 320,600 | 354,100 |
|     | 51 | 234,900 | 295,800 | 321,400 | 355,600 |
|     | 52 | 235,800 | 297,200 | 322,200 | 357,100 |
| 再任用 | 53 | 236,800 | 298,700 | 322,800 | 358,500 |
| 職員以 | 54 | 237,700 | 299,800 | 323,600 | 359,900 |
| 外の職 | 55 | 238,600 | 300,900 | 324,400 | 361,300 |
| 員   | 56 | 239,500 | 302,000 | 325,200 | 362,700 |
|     | 57 | 240,400 | 303,200 | 325,800 | 363,700 |
|     | 58 | 241,300 | 304,300 | 326,500 | 364,900 |
|     | 59 | 242,200 | 305,400 | 327,200 | 366,100 |
|     | 60 | 243,100 | 306,500 | 327,900 | 367,400 |
|     | 61 | 243,700 | 307,700 | 328,500 | 368,600 |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 62 | 244,400 | 308,800 | 329,000 | 369,200 |
| 63 | 245,100 | 309,900 | 329,500 | 369,800 |
| 64 | 245,800 | 311,000 | 330,100 | 370,400 |
| 65 | 246,200 | 311,900 | 330,500 | 370,800 |
| 66 | 246,900 | 312,700 | 331,100 | 371,300 |
| 67 | 247,500 | 313,500 | 331,700 | 371,800 |
| 68 | 248,200 | 314,300 | 332,300 | 372,300 |
| 69 | 248,800 | 314,900 | 332,700 | 372,600 |
| 70 | 249,500 | 315,600 | 333,100 | 372,900 |
| 71 | 250,200 | 316,300 | 333,500 | 373,300 |
| 72 | 250,900 | 317,000 | 333,900 | 373,600 |
| 73 | 251,600 | 317,800 | 334,100 | 374,200 |
| 74 | 252,300 |         | 334,500 | 374,400 |
| 75 | 252,900 |         | 334,800 | 374,900 |
| 76 | 253,500 |         | 335,000 | 375,400 |
| 77 | 254,000 |         | 335,400 | 375,900 |
| 78 | 254,500 |         | 335,600 | 376,400 |
| 79 | 255,000 |         | 335,900 | 376,900 |
| 80 | 255,500 |         | 336,200 | 377,400 |
| 81 | 255,800 |         | 336,500 | 378,000 |
| 82 |         |         | 336,900 | 378,500 |
| 83 |         |         | 337,300 | 379,000 |
| 84 |         |         | 337,700 | 379,500 |
| 85 |         |         | 338,000 | 379,900 |
| 86 |         |         | 338,300 | 380,400 |
| 87 |         |         | 338,700 | 380,900 |
| 88 |         |         | 339,100 | 381,400 |
| 89 |         |         | 339,300 | 381,900 |

|           |  |         |         |         |         |
|-----------|--|---------|---------|---------|---------|
| 90        |  |         |         | 339,700 | 382,400 |
| 91        |  |         |         | 340,100 | 382,900 |
| 92        |  |         |         | 340,500 | 383,400 |
| 93        |  |         |         | 340,900 | 383,900 |
| 94        |  |         |         | 341,200 | 384,400 |
| 95        |  |         |         | 341,600 | 384,900 |
| 96        |  |         |         | 342,000 | 385,400 |
| 97        |  |         |         | 342,400 | 386,000 |
| 98        |  |         |         | 342,800 | 386,500 |
| 99        |  |         |         | 343,200 | 387,000 |
| 100       |  |         |         | 343,600 | 387,500 |
| 101       |  |         |         | 343,900 | 388,100 |
| 102       |  |         |         | 344,300 |         |
| 103       |  |         |         | 344,700 |         |
| 104       |  |         |         | 345,100 |         |
| 105       |  |         |         | 345,500 |         |
| 106       |  |         |         | 345,900 |         |
| 107       |  |         |         | 346,300 |         |
| 108       |  |         |         | 346,700 |         |
| 109       |  |         |         | 347,000 |         |
| 再任用<br>職員 |  | 218,300 | 248,400 | 256,100 | 282,500 |

備考 この表は、総トン数5トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶及びしゅんせつ船、起重機船、えい船等の作業船以外の船舶に乗り組む技能労務職員に適用する。

(茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年茨城県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則第5項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

付則第7項中「第3条第3項」を「第3条第3項ただし書」に、「同項」を「同項ただし書」に、「さかのぼった日」を「遡った日」に改め、「1日まで」の次に「(平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満

たない者にあつては、平成19年4月1日から平成21年4月1日まで)」を加える。

付 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

( 人 事 委 員 会 )

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成23年12月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第14号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第37条第6項第2号中「第56条の5第2項第4号及び第7号」の次に「付則第11項」を加える。

付則第9項中「労働安全衛生法」の次に「(昭和47年法律第57号)」を加える。

付則第10項を削り、付則第12項を付則第10項とする。

付則第11項(見出しを含む。)中「引き続き」を削り、「勤務しない場合にあっては、」を「療養休暇等(次に掲げる場合における療養休暇(以下「公務傷病休暇等」という。)以外の療養休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を療養休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の」に、「当該療養期間中の療養休暇等の日以外の日」を「勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、公務傷病休暇等の日その他の人事委員会が定める日を除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (2) 労働安全衛生法に基づき、職員の健康を確保するための勤務時間の短縮の措置(日単位のものを除く。)を受けた場合

付則第18項を削り、付則第17項を付則第18項とし、付則第16項中「この項から付則第18項まで」を「この項及び次項」に、「100分の0.7」を「100分の0.4」に改め、同項を付則第17項とし、付則第15項中「及び付則第18項」を削り、「100分の99.3」を「100分の99.6」に改め、同項を付則第16項とし、付則第14項を削り、付則第13項を付則第15項とし、付則第11項の次に次の3項を加える。

(給料の半額を減ずる日)

- 12 一の負傷又は疾病による療養休暇等が引き続いてしている場合においては、当該療養休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における療養休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを療養休暇等により勤務しなかつた日に限る。次項において同じ。)につき、給料の半額を減ずる。
- 13 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による療養休暇等が引き続いてしている場合においては、当初の療養休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における療養休暇等の日につき、給料の半額を減ずる。
- 14 前2項の規定の適用については、公務傷病休暇等の期間その他の人事委員会が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いてしているものとする。

別表第33の2の行政職給料表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改め、別表第33の2の教育職給料表(一)中「15,100円」を「15,000円」に改め、別表第33の2の教育職給料表(三)中「12,800円」を

「12,700円」に改め、別表第33の2の任期付職員行政職給料表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改め、別表第33の2の任期付職員教育職給料表(二)中「12,800円」を「12,700円」に改める。

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第2条 職員の修学部分休業に関する規則(平成18年茨城県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「100分の0.7」を「100分の0.4」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成18年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「100分の99.3」を「100分の99.6」に、「100分の99.59」を「100分の99.1」に、「100分の99.83」を「100分の99.34」に、「100分の99.44」を「100分の98.94」に、同項第1号中「除く。)基準日」を「除く。)及び基準日」に改める。

付則第6項中「100分の99.3」を「100分の99.6」に改める。

付則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、「100分の99.44」を「100分の98.94」に、「100分の99.83」を「100分の99.34」に、「100分の99.3」を「100分の99.6」に改める。

第4条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成22年茨城県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

付則第11項中「付則第15項及び第16項」を「付則第16項及び第17項」に、「第15項」を「第16項」に、「第16項」を「第17項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(改正条例付則第3項第1号の給料等の月額算定に関する特例)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年茨城県条例第49号。以下「改正条例」という。)付則第3項の人事委員会規則で定める職員は、平成23年4月16日において公署、その者の属する職務の級若しくは給料表の適用を異にして異動したもの又は次に掲げる者であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった者とする。

- (1) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年茨城県条例第62号)の適用を受ける職員
- (2) 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年茨城県条例第19号)の適用を受ける職員
- (3) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年茨城県条例第54号)の適用を受ける職員
- (4) 国家公務員
- (5) 法人職員(職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)第54条第2号イに掲げる者をいう。)
- (6) 他の地方公共団体の職員
- (7) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者
- (8) その他人事委員会が定める者

3 改正条例付則第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める額は、前項の職員について、平成23年4月1日において当該異動があったもの又は新たに職員となったものとみなして改正条例付則第3項第1号の規定を適用した場合に得られる額とする。

(減額改定対象職員となった者の改正条例付則第3項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

4 改正条例付則第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間の全期間が職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第24条及び付則第 4 項に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により付則第 2 項各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

5 改正条例付則第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める日は、平成23年 4 月 2 日（同日から施行日の前日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて付則第 2 項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から施行日の前日までの期間における減額改定対象職員（改正条例付則第 3 項第 1 号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正条例付則第 3 項第 1 号の月数の算定）

6 改正条例付則第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間（施行日の前日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて付則第 2 項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、施行日の前日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から同年12月までの間の月の中途において、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる者（以下「企業職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間（以下「企業職員等期間」という。）を除く。）

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第 2 項又は職員の分限に関する条例（昭和26年茨城県条例第41号）第 2 条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（同法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（同法第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務及び同法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年茨城県条例第13号）第 2 条第 1 項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第26条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、自己啓発等休業期間（地方公務員法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、配偶者海外同行休暇期間（職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号。以下「休日休暇規則」という。）別表第 3 の規定により休暇の承認を受けていた期間をいう。）又は企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(3) 停職期間（地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は企業職員等期間におけるこれに相当する期間

(4) 改正条例第 1 条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）付則第16項、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年茨城県条例第 5 号）第27条、職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第 2 号）第 3 条第 1 項、休日休暇規則別表第 2 の規定により給与を減額された期間若しくは地方公務員法第38条第 1 項の許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

- (5) 給与条例第15条の規定により給与を減額された期間又は企業職員等期間におけるこれに相当する期間
- (6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は企業職員等期間におけるこれに相当する期間（人事委員会が定める期間を除く。）
- 7 改正条例付則第3項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成23年4月から同年12月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（企業職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例付則第3項第1号に規定する合計額に100分の0.35を乗じて得た額に満たないもの  
(改正条例付則第3項第2号又は第3号に掲げる額を調整額に含めない職員)
- 8 改正条例付則第3項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から同年12月1日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により付則第2項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。
- 9 改正条例付則第3項第3号の人事委員会規則で定める者は、平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から施行日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により付則第2項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。  
(企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)
- 10 改正条例付則第4項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例付則第3項の人事委員会規則で定める者は、企業職員等とする。
- 11 改正条例付則第4項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 12 改正条例付則第4項の規定により読み替えて適用する改正条例付則第3項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等期間を当該相当する規定の例における給与の計算期間に相当する期間とみなす。  
(端数計算)
- 13 改正条例付則第3項に規定する調整額、同項第1号に規定する合計額に100分の0.35を乗じて得た額又は同項第2号若しくは第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(経過措置)
- 14 施行日前から引き続き結核性疾患による改正前の給与条例付則第16項に規定する療養休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対するこの規則による改正後の給与規則付則第12項及び第13項の規定の適用については、同付則第12項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年1月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」と、同付則第13項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年1月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。  
(その他)
- 15 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

~~~~~

職員の給料の切替えに関する規則を公布する。

平成23年12月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎



**茨城県人事委員会規則第15号**

職員の給料の切替えに関する規則

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額切替え)

第1条 平成24年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年茨城県条例第49号。以下「改正条例」という。)第3条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、その者の切替日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。)に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
909,000	904,000
989,000	984,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額切替え)

第2条 切替日の前日において、改正条例第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
972,000	967,000
989,000	984,000

付 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年12月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第16号**

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第9項の表第15号の作業等の項の条例第22条第1項の作業等欄中「立ち入り禁止区域等」を「立入禁止区域等」に改める。

付則第6項中「100分の0.7」を「100分の0.4」に、「100分の99.3」を「100分の99.6」に改め、付則に次の10項を加える。

(特殊現場作業等手当の特例)

7 条例付則第6項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- (2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長

指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

- (3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。）
  - (4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。）
- 8 条例付則第7項に規定する人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）
  - (2) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 5,000円
  - (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
  - (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 2,000円
  - (5) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
  - (6) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円
  - (7) 前項第4号の作業 2,500円
- 9 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。
- 10 付則第8項第3号、第5号又は第7号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 11 条例第8条第1項第1号に規定する職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するため第6条第2項第4号及び第5号に掲げる作業又は業務に引き続き5日以上従事した場合の特殊現場作業等手当の額は、同条第8項第4号の規定にかかわらず、同号の規定による額に、当該作業又は業務の区分に応じ同号ア又はイに定められた額の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- （警察業務手当の特例）
- 12 付則第7項から第10項までの規定は、条例付則第6項の警察業務手当について適用する。
- 13 条例付則第8項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる作業又は業務に引き続き5日以上従事した場合の当該作業又は業務とする。
- (1) 災害警備等の作業
  - (2) 人命救助の作業
  - (3) 前2号に掲げる作業又は業務に相当すると人事委員会が認める作業又は業務
- 14 条例付則第8項の規定により条例第22条第2項第14号を読み替えて適用する場合の同条第1項第15号に規定する

作業又は業務に係る警察業務手当の額は、条例付則第 8 項に定める作業又は業務（以下この項において「作業等」という。）に従事した日 1 日につき次の表に掲げる額とする。

条例付則第 8 項の作業等	手当額
災害警備等の作業に引き続き 5 日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助等の作業に従事した場合の作業又は立入禁止区域等における作業に引き続き 5 日以上従事した場合の作業	2,520円
上記以外の作業等に引き続き 5 日以上従事した場合の作業等	1,680円

- 15 地方警察職員（管理職手当の支給を受けているものを除く。）が東日本大震災に対処するため条例第22条第1項第8号の作業に従事した場合の第16条第10項の適用については、同項中「3,200円）。ただし、手当の額は、1日につき5,500円を超えることができない。」とあるのは、「3,200円）」とする。

（併給禁止の特例）

- 16 給料の調整額を受ける職員で、条例付則第 6 項に規定する特殊現場作業等手当の支給対象となる作業又は業務に従事するものについては、第25条第1項ただし書中「第3号の業務」とあるのは、「第3号の業務又は条例付則第6項の作業若しくは業務」として、同項の規定を適用する。

付 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則第 6 項の改正規定は、平成24年 1 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定（付則第 6 項の規定を除く。）は、平成23年 3 月11日から適用する。

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年12月26日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第17号**

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則の特例を定める規則（平成23年茨城県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**茨城県告示第1359号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定し、及び廃止等の届出があったので、生活保護法第55条の 2 及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
1410364 石川内科クリニック	高萩市安良川195-3	内科・消化器内科	石川 敦庸	平成23年 12月1日	指定
0212084 グルコピア日立	日立市東滑川町1-38-10	内科・糖尿病内科	医療法人社団グ ルコピア日立	平成23年 11月1日	指定
2012805 つくばけやき眼科	つくば市小野崎字千駄苜278 -1 L A L A ガーデンつくば 1 F	眼科	村上 博之	平成23年 11月1日	指定
2032056 つくば万博歯科	つくば市島名福田坪土地区画 整理地B48街区	歯科・歯科口腔外科 ・小児歯科・矯正歯 科	豊福 偉大	平成23年 11月1日	指定
0332094 土浦スマイル歯科クリニ ック	土浦市上高津367イオン土浦 ショッピングセンター2階	歯科・小児歯科・矯 正歯科・歯科口腔外 科	高橋 美紀	平成23年 11月1日	指定
1731203 ひらやま歯科医院	取手市寺田4656-4アズーリ II 1 F	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科	平山 賢介	平成23年 12月1日	指定
1731195 取手デンタルクリニック	取手市東4-5	歯科	伊藤 嘉彦	平成23年 12月1日	指定
4331100 なかい歯科クリニック	猿島郡境町上小橋564-5	歯科	中井巳智代	平成23年 10月27日	指定
0341507 はすの実薬局	土浦市木田余1661-2	調剤薬局	有限会社ナカシ ョウ	平成23年 12月1日	指定
1440498 コスモ調剤薬局安良川店	高萩市安良川156-1	調剤	株式会社コスモ ・メディカル	平成23年 12月1日	指定
1940547 まりも薬局	牛久市中央5-12-18-102	薬局	有限会社オフィ スビー	平成23年 12月1日	指定
2141194 カワチ薬局ひたちなか店	ひたちなか市東石川字沼1567 -1	調剤	株式会社カワチ 薬品	平成23年 12月1日	指定
2141202 勝田クローバー薬局	ひたちなか市東大島4-8- 1	調剤	株式会社マツシ マファーマシー	平成23年 12月1日	指定
2240483 薬局エイカ	鹿嶋市和758-22	薬局	關口 悦子	平成23年 12月1日	指定
2440448 アイセイ薬局イオンタウ ン守谷店	守谷市百合ヶ丘3-249	調剤	株式会社アイセ イ薬局	平成23年 12月1日	指定
0840649 寺島薬局龍ヶ崎長山店	龍ヶ崎市長山3-2-1	調剤	寺島薬局株式会 社	平成23年 12月1日	指定
2940587 寺島薬局神栖堀割店	神栖市堀割3-4-3	調剤	寺島薬局株式会 社	平成23年 12月1日	指定
2940579 松崎薬局知手店	神栖市知手100-1	調剤	株式会社松崎	平成23年 11月1日	指定
7440187 希望ヶ丘薬局	小美玉市中台829-21	調剤	株式会社メディ ウエーブ	平成23年 11月1日	指定
982 宮崎接骨院(木村剛士)	土浦市小松2-14-30	柔道整復	木村 剛士	平成23年 12月15日	指定
983 宮崎接骨院(伊藤佳正)	土浦市小松2-14-30	柔道整復	伊藤 佳正	平成23年 12月15日	指定

医療機関コード 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
981 力新堂接骨院	高萩市安良川294-8	柔道整復	川又 充史	平成23年 11月16日	指定
984 いつき整骨院	古河市駒羽根1485-1	柔道整復	田村 祐樹	平成23年 11月25日	指定
985 桜川整骨院	桜川市岩瀬206	柔道整復	太田 翔	平成23年 12月15日	指定
267 吉田指圧治療院	土浦市中村南1-7-2	あん摩	吉田 洋治	平成23年 12月15日	指定
269 指圧マッサージなかむら	坂東市岩井3406-4	あん摩・マッサージ ・指圧	中村 浩一	平成23年 12月15日	指定
268 株式会社フレアス茨城事 業所(上田正人)	水戸市住吉町68-1NEW 108-202	あん摩・マッサージ ・指圧	上田 正人	平成23年 12月15日	指定
0390087 らふえる訪問看護ステー ション	土浦市西根西1-7-9	訪問看護	株式会社らふえ る	平成23年 11月17日	指定
216 訪問マッサージ・チャン ス(嶋 研二)	牛久市神谷1-52-6	あん摩マッサージ	嶋 研二	平成23年 11月1日	休止
638 力心堂接骨院	高萩市本町1-6	柔道整復	川又 充史	平成23年 11月6日	廃止
0211805 グルコピア日立	日立市東滑川町1-38-10	内科	佐々木信介	平成23年 10月31日	廃止
238 市村直哉(レイス治療院 水戸)	水戸市渡里町2770-2	あん摩マッサージ	市村 直哉	平成23年 3月2日	廃止
4330888 なかい歯科クリニック	猿島郡境町1889-2	歯・小歯	中井己智代	平成23年 10月26日	廃止
7440112 希望ヶ丘薬局	小美玉市中台829-21	調剤	有限会社ユアズ	平成23年 10月31日	廃止
0221432 渡辺医院	日立市旭町1-3-29	内・小	渡辺堅太郎	平成23年 12月1日	廃止
2940066 松崎薬局知手店	神栖市神栖町知手100-9	調剤	(株)松崎	平成23年 10月31日	廃止

茨城県告示第1360号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812300069	有限会社友商事 ユーアイ 訪問 介護サービス	茨城県潮来市築地 516-4	有限会社友商事	茨城県潮来市築地 516-4	平成24年 1月1日	同行援護

## 茨城県告示第1361号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0813800281	ショートステイ 阿見翔裕園	稲敷郡阿見町阿見 字阿見原5137番地	社会福祉法人長 寿の森	稲敷郡阿見町阿見 字阿見原5137番地	平成24年 1月1日	短期入所

## 茨城県告示第1362号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定を予定している森林の所在場所

常陸太田市折橋町字湯平入1757番49, 1757番55

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 茨城県告示第1363号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字中郷字クリウガ平2504番1, 2504番2, 字ヘラガ平2505番1, 2505番2, 字ゴシブ2506番1, 2506番2, 字与惣エ門久保2507番1, 2507番2, 字野出畑2508番, 2508番1, 2512番1, 2512番2, 2513番1, 2513番2, 2514番11, 2514番12, 字黄葉多久保2509番1から2509番3まで, 2509番5, 字空之函2510番1, 2510番2, 2511番, 字長崎沢2516番, 2517番1, 2517番3, 2519番, 2520番1, 2521番, 2522番1, 2522番2, 2523

番, 2524番 1 から2524番 3 まで, 2525番から2528番まで, 字花木沼2529番, 2530番, 字貝カラ久保2533番, 2534番, 字森ノ上2536番, 字唐竹久保2537番 1, 2586番から2589番まで, 2593番, 字高柴2606番 1, 2608番 1, 2609番 1, 2610番, 2610番 1, 2611番, 2613番, 2614番, 2616番, 2617番 1, 2617番 2, 2618番から2620番まで, 2621番 1, 2622番 1, 2622番 2, 2623番い, 2623番 2, 2623番 3, 2624番, 2624番 1, 2625番, 2626番 1, 2627番, 字柏木2628番, 2629番, 2629番 2, 2630番から2632番まで, 2633番 1, 2634番から2636番まで, 字中ノ久保2637番, 2637番 1, 2638番から2643番まで, 字芳ヶ澤2644番から2647番まで, 2648番 1, 2649番, 2650番, 2655番 1, 2655番 2, 2656番から2658番まで, 2661番 1, 字小見山2662番 1, 2663番 2, 2664番 1 から2664番 3 まで, 2666番 1, 2667番

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき, 道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は, 平成23年12月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 笠間つくば線
- 2 供用開始の区間 石岡市瓦谷字上野田825番 3 から  
石岡市野田字田向117番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成23年12月26日

茨城県告示第1365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき, 道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は, 平成23年12月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町追原1834番 6 地先から  
稲敷郡阿見町追原2131番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成23年12月27日

茨城県告示第1366号

行方市山田に事務所を置く北浦土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年12月26日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 室 伊久男	銚田市高田451番地 1
〃	大 原 良 一	行方市長野江237番地
〃	成 田 忠 雄	〃 成田630番地
〃	河 野 文 隆	〃 三和967番地
〃	鳥 次 耕 市	〃 〃 308番地
〃	河 野 寛 利	〃 〃 1837番地
〃	山 野 進 男	〃 山田1343番地
〃	勢 司 雅 敏	〃 〃 658番地
〃	高 柳 俊 男	〃 〃 905番地
〃	矢 口 和 夫	〃 繁昌284番地
〃	横 田 勝 市	〃 〃 75番地
〃	宮 内 久	〃 〃 391番地
〃	高 柳 幸 司	〃 長野江267番地
〃	高 柳 清 平	〃 〃 528番地
〃	小 林 政 吉	〃 繁昌318番地
監 事	木 上 孝 幸	〃 高田130番地 1
〃	埴 久 男	行方市行戸116番地 2
〃	岡 里 雅 夫	〃 山田2014番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 室 伊久男	銚田市高田451番地 1
〃	大 原 良 一	行方市長野江237番地
〃	成 田 忠 雄	〃 成田630番地
〃	河 野 文 隆	〃 三和967番地
〃	村 上 喜 一	〃 〃 1612番地
〃	河 野 寛 利	〃 〃 1837番地
〃	山 野 進 男	〃 山田1343番地
〃	勢 司 雅 敏	〃 〃 658番地
〃	椎 名 正	〃 行戸261番地
〃	矢 口 和 夫	〃 繁昌284番地



職 名	氏 名	住 所
理 事	高 柳 民 一	行方市繁昌557番地 1
〃	宮 内 久	〃 〃 391番地 2
〃	木 上 孝 幸	銚田市高田130番地 1
〃	高 柳 幸 司	行方市長野江267番地
〃	岡 里 雅 夫	〃 山田2014番地
監 事	成 田 幸 男	〃 成田641番地
〃	鳥 次 耕 市	〃 三和308番地
〃	高 柳 俊 男	〃 山田905番地

## 茨城県告示第1367号

行方市山田に事務所を置く武田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年12月26日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 嶋 四 郎	行方市両宿100番地
〃	井 川 光 輝	〃 〃 90番地

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	井 川 剛	行方市両宿90番地

## 茨城県告示第1368号

中妻地区土地改良区から平成23年10月7日付けで施行認可申請のあった高田地区土地改良事業（農業用排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月19日付けで認可したので、同法第48条第11条の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月26日

茨城県県央農林事務所長 宇 都 木 久 夫

## 茨城県告示第1369号

中妻地区土地改良区から平成23年10月7日付けで施行認可申請のあった江川地区土地改良事業（農業用用水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月19日付けで認可したので、同法第48条第11条の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土

地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月26日

茨城県県央農林事務所長 宇 都 木 久 夫

茨城県告示第1370号

中妻地区土地改良区から平成23年10月7日付けで施行認可申請のあった有賀地区土地改良事業（農業用用水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年12月19日付けで認可したので、同法第48条第11条の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年12月26日

茨城県県央農林事務所長 宇 都 木 久 夫

茨城県告示第1371号

平成23年8月19日付け南農土指令第10号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う小幡西部第2地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成23年10月24日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年12月26日

茨城県県南農林事務所長 山 根 隆 重

茨城県告示第1372号

平成23年8月19日付け南農土指令第11号をもって認可のあった、八郷土地改良区が行う川又第3地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成23年11月9日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年12月26日

茨城県県南農林事務所長 山 根 隆 重

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第94号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく委員の解職の請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

平成23年12月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

茨城海区漁業調整委員会

723人

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

773人

## 公 告

### ●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 北茨城市
- 2 作業種類 公共測量（既成図数値化，座標変換）
- 3 作業期間 平成23年12月1日から平成24年3月15日まで
- 4 作業地域 北茨城市の一部

- 1 測量機関 茨城県筑西土木事務所
- 2 作業種類 公共測量（1級，3級基準点測量）
- 3 作業期間 平成23年8月10日から平成24年2月29日まで
- 4 作業地域 筑西市二木成・上川中子地内

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
行方市四鹿字宮久保658番1の一部，同番4の一部，663番2の一部，同番4，同番6，同番8の一部，同番10，同番12，同番13，666番1の一部，字宮窪664番2，字楯ノ峰656番11の一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
鉾田市下富田805番地5  
株式会社 出久根運送  
代表取締役 出久根 昭 元

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字若栗字鳳凰3421番65，同番66
- 2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町大字鈴木2番地76  
渡 邊 利 行

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字南前207番 5

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字長井戸207番地 3

阿久澤 祐 弥

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成23年12月26日

茨城県立医療大学長 工 藤 典 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

茨城県立医療大学、附属病院及びその敷地内で使用する電気 約3,765,500キロワット時の供給

(2) 購入物品の仕様

仕様書による

(3) 供給期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 供給場所

茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地 2 及び4733番地

茨城県立医療大学、附属病院及びその敷地内

2 競争入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計管理課 会計指導室 調度担当 電話 029-301-4875

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項若しくは第2項の規定による一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者若しくはその代理店であること。

(4) 1の(1)から(4)までの供給ができる能力を有する者であること。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 入札説明書の交付期間及び交付場所等

(1) 入札説明書の交付期間

平成23年12月26日（月）から平成24年1月24日（火）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例

第 7 号) に定める休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (午前 12 時から午後 1 時までを除く。)

- (2) 入札説明書の交付場所, 契約条項を示す場所及び問い合わせ

〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地 2

茨城県立医療大学 総務課 総務担当 電話 029-888-4000

#### 4 入札手続等

- (1) 入札書の提出方法は, 競争入札参加資格者が入札書を(2)に示す日時に直接持参する方法又は(3)で示す郵便による方法とする。

- (2) 持参による入札方法

ア 入札書の提出日

平成24年 2月21日 (火) 午後 1 時30分

イ 入札書の提出場所

茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地 2

茨城県立医療大学 福利厚生棟 2 階 集会室 1

- (3) 郵便による入札の方法

ア 受領期限

平成24年 2月17日 (金) 午後 5 時必着

イ 連絡先及び郵送先

3(2)に示す場所

- (4) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札, 入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号) 第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

#### 5 その他

- (1) この入札に係る調達の前平成24年度予算案が否決された場合又は執行が停止された場合は, この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定, 権利及び義務は効力を失う。

- (2) 詳細は入札説明書による。

#### 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural University of Health Sciences 3,765,500kWh

- (2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 5:00 pm, 17 February 2012

Hand delivery : 1:30 pm, 21 February 2012



## 付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 茨城県企業管理規程第11号

茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月26日

茨城県公営企業管理者

企業局長 渡 邊 一 夫

茨城県企業局職員服務規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職員服務規程（昭和42年茨城県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第16条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合以外の場合における療養休暇（以下この条において「特定療養休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における療養休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、職員の健康を確保するための勤務時間の短縮の措置（日単位のものを除く。）を受けた場合

第16条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として人事委員会が定める場合にあっては、その日数を考慮して人事委員会が定める期間）の特定療養休暇を使用した職員（この項の規定により特定療養休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定療養休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年茨城県企業管理規程第3号）第9条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の人事委員会が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定療養休暇を使用したときは、当該再度の特定療養休暇の期間と直前の特定療養休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 3 使用した特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定療養休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定療養休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 使用した特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定療養休暇の期間における特定療養休暇に

係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、当該特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、休日、休日の勤務に替えて勤務を免除された日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定療養休暇を使用した日とみなす。

6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。

第17条第2項中「第2項」を「第7項」に改める。

第21条第1項中「様式第6号」の次に「又は様式第6号の2」を加える。

第23条中「書面」の次に「(以下「証明書類」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第23条の2 管理者は、休暇(年次休暇を除く。)について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第31条第1項第1号中「10日以上にわたる」を「8日以上」に、「療養休暇」を「特定療養休暇(第16条第1項ただし書に規定する特定療養休暇をいう。)」に改め、同項第2号中「にわたる」を「の」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「が10日以上である」を「について前項第1号に該当する」に改める。

別表第1第23項中「認める日」の次に「, 半日」を加える。

様式第6号中「療養(特別)休暇」を「特別休暇」に、

休暇の別	事 由
療・特	
療・特	
療・特	
療・特	

を

事 由

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



「様式第 6 号の 2 (第 21 条関係)

療 養 休 暇

年 休暇カード

※ 休 暇 期 間				※ 休暇日数		※ 期間の連続性の有無等	※ 事 由	証明書類の有無	※ 本人印	直接監督責任者印	所属長印	備 考
自 月	日	時	分	至 月	日							
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

職氏名

注 1 ※印の欄は職員が記入又は押印する。

注 2 「期間の連続性の有無等」欄には、今回の請求に係る特定療養休暇の期間と前回までの特定療養休暇の期間が連続する場合（連続するものとされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これらの場合に該当するときには、今回の請求に係る特定療養休暇の日数と前回までに使用した特定療養休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み、1日以外を単位とする特定療養休暇を請求する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の企業局職員服務規程第16条の規定は、この規程の施行の日以後に新たに使用する療養休暇について適用し、同日前から引き続き使用する療養休暇（当該療養休暇に引き続いて使用するものを含む。）については、なお従前の例による。



( 病 院 事 業 管 理 者 )

茨城県病院事業管理規程第20号

茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月26日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

茨城県病院局職員服務規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

( 勤 務 時 間 及 び 週 休 日 )

第10条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。
- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。
- 4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4時間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、管理者が定める。
- 5 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、第1項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、その間において正午から60分の休憩時間を置く。
- 6 管理者は、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）については、週休日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができ、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 7 所属長は、職員に第5項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は、当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（4時間とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、3時間45分とすることができる。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
- 8 前7項の規定にかかわらず、交代制勤務に従事する職員の勤務時間及び週休日については、管理者が別に定める。第18条に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合以外の場合における療養休暇（以下この条において「特定療養休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における療養休暇を使用した日その他の人事委員会が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、職員の健康を確保するための勤務時間の短縮の措置（日単位のものを除く。）を受けた場合

第18条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として人事委員会が定める場合にあっては、その日数を考慮して人事委員会が定める期間）の特定療養休暇を使用した職員（この項の規定により特定療養休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定療養休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に病院事業職員の育児休業等に関する規程（平成22年茨城県病院事業管理規程第8号）第9条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の人事委員会が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定療養休暇を使用したときは、当該再度の特定療養休暇の期間と直前の特定療養休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定療養休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定療養休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

4 使用した特定療養休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定療養休暇の期間における特定療養休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定療養休暇を承認することができる。この場合において、当該特定療養休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、休日、休日の勤務に替えて勤務を免除された日その他の療養休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定療養休暇を使用した日とみなす。

6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員には適用しない。

第19条第3項中「第2項」を「第7項」に改める。

第22条第1項中「(様式第9号)の次に「又は様式第9号の2」を加える。

第24条中「書面」の次に「(以下「証明書類」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第24条の2 管理者は、休暇（年次休暇を除く。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第32条第1項第1号中「10日以上にわたる」を「8日以上」に、「療養休暇」を「特定療養休暇（第18条第1項ただし書に規定する特定療養休暇をいう。）」に改め、同項第2号中「にわたる」を「の」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「が10日以上である」を「について前項第1号に該当する」に改める。

別表第 1 第 23 項中「認める日」の次に「, 半日」を加える。

様式第 9 号 (裏面) 中「療養 (特別) 休暇」を「特別休暇」に、

「

休暇の別	事由
療・特	

」を「

事由

」に改め、

様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号の 2 (第 22 条関係)

療 養 休 暇

年 休暇カード

※ 休 暇 期 間				※ 休 暇 日 数		※ 期 間 の 連 続 性 の 有 無 等	※ 事 由	証 明 書 類 の 有 無	※ 本 人 印	直 接 監 督 責 任 者 印	所 属 長 印	備 考
自 月	日	時	分	至 月	日							
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

職氏名

注 1 ※印の欄は職員が記入又は押印する。

注 2 「期間の連続性の有無等」欄には、今回の請求に係る特定療養休暇の期間と前回までの特定療養休暇の期間が連続する場合（連続するものとされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これらの場合に該当するときには、今回の請求に係る特定療養休暇の日数と前回までに使用した特定療養休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み、1日以外を単位とする特定療養休暇を請求する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入する。

付 則

(施行期日)

- この規程は平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この規程による改正後の茨城県病院局職員服務規程第18条の規定は、この規程の施行の日以後に新たに使用する療養休暇について適用し、同日前から引き続き使用する療養休暇（当該療養休暇に引き続いて使用するものを含む。）については、なお、従前の例による。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)